

代理人の有無

団体の名称

代表者氏名

㊟

1 有 代理人

氏 名

住 所

2 無

※「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人及び地方自治法第260条の10の特別代理人をいいます。

※該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。

参考：地方自治法（抜粋）

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。